

2018年1月から「つみたてNISA」がスタート！

「つみたてNISA」で税制メリットを受けながら、
少額で毎月コツコツ、長期での資産形成をしてみませんか

信託報酬が
低廉

商品の特徴が
わかりやすい

投資対象が
分散されている

※ つみたてNISAの投資可能期間は最長20年、年間の非課税投資枠は最大40万円です。

SMAM投信直販ネットでは新しく以下の3ファンドが追加されました！

三井住友・DCつみたてNISA・ 世界分散ファンド

<商品の特徴>

日本を含む先進国の債券、株式、リートに加え、新興国の株式も投資対象としているため、当ファンドに投資することで、世界中の幅広い資産、通貨に投資することが可能です。

このようなお客さまに向いています！

- 複数のファンドを組み合わせる手間を省きつつ、着実な資産形成を図るお客さま
- リスク許容度が相対的に高く、長期の投資期間を前提にしたリスク許容度相応の着実なリターンを目指すお客さま

三井住友・DCつみたてNISA・ 日本株インデックスファンド

<商品の特徴>

わが国の東証1部の上場企業の株式を投資対象としているため、当ファンドに投資することでわが国を代表する幅広い企業の株式に投資することが可能です。

このようなお客さまに向いています！

- リスク許容度が相対的に高く長期の投資期間を前提にされているお客さま
- 他の資産との組み合わせで分散投資効果を期待しているお客さま

三井住友・DCつみたてNISA・ 全海外株インデックスファンド

<商品の特徴>

日本を除く主要な先進国および新興国の株式を投資対象としているため、当ファンドに投資することで、文字通り全海外の幅広い国、通貨、および企業の株式に投資することが可能です。

このようなお客さまに向いています！

- リスク許容度が相対的に高く長期の投資期間を前提にされているお客さま
- 他の資産との組み合わせで分散投資効果を期待しているお客さま

非課税口座に関する留意事項

<非課税口座（NISAおよびつみたてNISA）に関する留意事項>

■非課税口座については、通常の口座（特定口座等）と異なり、金融機関を跨った複数開設が認められず、同一年においてお一人さま一口座（一金融機関）のみ開設することができます（金融機関を変更した場合を除きます）。また、口座開設金融機関等の変更手続きを行った場合であっても、各年において非課税口座での買付は一つのみ非課税口座でしか行うことができませんのでご注意ください。なお、NISAとつみたてNISAは選択制で、同一年に両方の適用は受けられません。また、変更を行う場合は原則として暦年単位になります。■非課税口座で保有する投資信託等を、非課税扱いのまま異なる金融機関等に移管することはできません。■弊社が非課税口座において取り扱っている金融商品は、直販用の公募株式投資信託のみです。■NISA口座では、年間120万円まで、つみたてNISAでは年間40万円まで非課税枠内で投資信託等の買付けを行うことができますが、非課税口座で保有している投資信託等を一度売却すると、その売却分の非課税枠を再利用することはできません。そのため、短期間での売買（乗換え）を前提とした商品には適していません。■非課税となる投資枠の残額を、翌年以降に繰り越すことはできません。■非課税口座の損失については、特定口座や一般口座で保有する他の有価証券の売買益や配当金等との損益通算はできず、その損失の繰越控除もできません。■非課税口座で保有する投資信託の分配金を再投資する場合、各年の非課税投資枠を利用します。そのため、非課税投資枠を超えた分配金については非課税の取り扱いにはなりませんのでご注意ください。また、投資信託における分配金のうち、元本払戻金（特別分配金）はそもそも非課税であるため、NISAおよびつみたてNISAにおいては制度上のメリットを享受できません。■つみたてNISAを利用する場合は、累積投資契約を締結し、定期かつ継続的な方法により金融商品の買付けが行われます。■つみたてNISAでは、NISAと異なりロールオーバー（投資期間終了後、翌年の投資枠を使用した運用）はできません。■つみたてNISAでは、信託報酬等の概算値が年1回通知されます。■つみたてNISAでは、基準経過日（つみたてNISA口座に初めて累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日）における口座開設者の氏名・住所の確認が行われ、基準経過日から1年以内に確認ができない場合、累積投資勘定への上場株式等の受け入れができなくなります。

※上記の内容は作成基準日現在の情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

<非課税口座（ジュニアNISA）に関する留意事項>

■弊社がジュニアNISA口座において取り扱っている金融商品は、直販用の公募株式投資信託のみです。■ジュニアNISAには、口座開設者がその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます）の前年の12月31日までは払出制限があり、原則としてジュニアNISA口座からの払出しはできません。ジュニアNISA口座から契約不履行等の事由による払出しがあった場合は、ジュニアNISA口座が廃止され、ジュニアNISA口座において過去に生じた利益に対して課税されます（災害等やむを得ない事情につき税務署の確認を受けた場合を除きます）。■ジュニアNISA口座において運用できる資金は、口座開設者ご本人さまの資金に限られ、親権者等の資金を運用することとはできません（親権者等の資金を運用していた場合には所得税・贈与税等の課税上の問題が生じますのでご注意ください）。■ジュニアNISA口座では、年間80万円まで、非課税枠内で投資信託等の買付けを行うことができますが、ジュニアNISA口座で保有している投資信託等を一度売却すると、その売却分の非課税枠を再利用することはできません（非課税枠の有無にかかわらず、課税ジュニアNISA口座内での売買は可能です）。また、ジュニアNISAは基準年以降に向けての中長期投資のための制度であるため、短期間での売買（乗換え）を前提とした商品には適していません。■非課税となる投資枠の残額を、翌年以降に繰り越すことはできません。■ジュニアNISA口座の損失については、特定口座や一般口座で保有する他の有価証券の売買益や配当金等との損益通算はできず、その損失の繰越控除もできません。なお、課税未成年者口座については、この限りではありません。■ジュニアNISAには払出し制限が課せられているため、ジュニアNISA口座で保有する投資信託の分配金をジュニアNISAの枠外で受け取ることはできません。ジュニアNISA口座において、分配金を再投資する場合、各年の非課税投資枠を利用します。そのため、非課税投資枠を超えた分配金については非課税となりませんのでご注意ください。また、投資信託における分配金のうち、元本払戻金（特別分配金）はそもそも非課税であるため、ジュニアNISAにおいては制度上のメリットを享受できません。■ジュニアNISA口座からの払出しは、口座開設者ご本人さま又は口座開設者の法定代理人に限り行うことができます。■払出しを行った資金を口座開設者ご本人さま以外の方が費消した場合には贈与税等の課税上の問題が生じる可能性がありますのでご注意ください。

※上記の内容は作成基準日現在の情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

重要な注意事項

- 当資料は三井住友アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、当資料は三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また三井住友アセットマネジメントでご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。投資信託説明書（交付目論見書）、目論見書補完書面等は販売会社にご請求ください。

作成基準日：2017年8月末